

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成21年5月29日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 ダフタウン合同会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 盛岡南ショッピングセンターサンサ 盛岡市津志田西二丁目17番50

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成21年4月24日

オ 変更の理由 テナントが確定したため

(2) 届出年月日 平成21年5月8日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 丸高商事株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフルタウンみたけ 盛岡市みたけ二丁目12番8号

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成21年4月23日及び同年5月2日

オ 変更の理由 テナントが確定したため

(2) 届出年月日 平成21年5月8日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所